

第9回デジタル行財政改革会議の 開催報告（データ利活用部分）

2025年2月26日
内閣官房デジタル行財政改革会議事務局

第9回デジタル行財政改革会議の開催について

第9回デジタル行財政改革会議 総理指示（データ利活用部分）（令和7年2月20日（木））

平大臣を中心に、プライバシーの保護とデータの活用の両立、便利で豊かな生活の実現、産業競争力のためのサプライチェーンの連携強化といった視点を踏まえ、データ利活用制度の在り方について、新たな法制度の必要性を含め検討し、基本的な方針を今年の6月をめどに策定してください。

（出所）首相官邸HP：<https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202502/20digitalgyouzaisei.html>



デジタル行財政改革会議 構成員

議長 内閣総理大臣
副議長 デジタル行財政改革担当大臣、内閣官房長官
構成員 新しい地方経済・生活環境創生担当大臣、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、デジタル大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣

※ 議長は、必要があると認めるときは、上記以外の国務大臣を構成員として参加させ、又は関係者の出席を求めることができる

有識者構成員

上野山 勝也 株式会社 PKSHA Technology 代表取締役
佐藤 孝弘 山形県山形市長
穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
中室 牧子 慶應義塾大学総合政策学部教授
東原 敏昭 株式会社日立製作所取締役会長代表執行役
堀 天子 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
村岡 嗣政 山口県知事（全国知事会デジタル社会推進本部本部長）

V. データ利活用の推進

第9回デジタル行財政改革会議（令和7年2月20日）
平デジタル行財政改革担当大臣提出資料より抜粋

EU等において、個人情報保護法制（GDPRなど）とも整合的な形で医療、金融、産業など各分野でデータの利活用に関する制度整備が進展。**我が国においても包括的な検討を行う**ため、昨年末に「データ利活用制度・システム検討会」※を立上げ。本年夏目途に、データ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定予定。
 ※座長：森田 朗（一社）次世代基盤政策研究所所長・代表理事
 ※個人情報委など5省庁も参加

日・米・EUの法体系比較（民間部門に係る規律のイメージ）

| | データの保護 | データ利活用 (個人起点（一次利用）、社会起点（二次利用）) | |
|-----------|---|--|---|
| EU | GDPR (2016) | <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> データ法（2023） 民間の非個人データ（IoT等）の共有促進 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> データガバナンス法（2021） データ仲介者規律枠組み等 </div> <div style="border: 1px solid darkblue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> データスペース構想（2020） ヘルスケア、産業・製造等。14の分野で広域のデータ連携を検討中 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> EHDS法（医療・2025） ・ヘルスデータ基盤の構築 ・ヘルスデータ(仮名化情報)の第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> PSD3（金融決済・検討中） 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正 </div> | データの利活用に対する プロアクティブな制度 化アプローチ |
| 日本 | 個人情報保護法 | | |
| 米国 | 連邦 HIPAA法 (連邦法・医療・1996) GLBA法 (連邦法・金融・1999) 各州 CCPA(カリフォルニア)等 (一般法・特別法) | 民間企業（大規模デジタルプラットフォーム）内での自成的なデータ連携・利活用 | |

(参考) データ利活用制度・システム検討会における主な議論

第9回デジタル行財政改革会議(令和7年2月20日)
平デジタル行財政改革担当大臣提出資料より抜粋

(第1～3回)

※事務局において要約

(データ利活用の意義)

- 幸福追求権の実現に向け、個人に最適化された高度な医療や質の高い福祉・教育サービスを提供するためにはデータの利活用が必要不可欠。
- データの機微性を踏まえた法制度と技術の統合的システムが不可欠。個人情報保護とデータ利活用は両立させる必要がある。

(データ共有と競争の両立)

- デジタルイノベーションのほとんどは、業種ごとではなく、新たなサービスを起点に業種横串で生まれる。
- 協調領域におけるデータ共有を積極的に進めれば、競争領域にある新たなサービスを積極的に広げることができるが、その投資対効果に確証が持てない事業者は、そもそもデータ共有に消極的。データ共有と競争をどう両立するか。

(将来の産業構造を見据えたデータ利活用の制度設計とインセンティブ)

- E Uのデータ活用法制は公平なアクセスを促すため、一定要件の下でデータ提供を義務付ける。これをどう評価するか。
- 医療・金融・教育などの準公共分野では、放置すればデータの共有が進まない。ハードロー(法的義務付け)やソフトロー(業界コードやガイドライン)を活用し、規律を検討すべきではないか。
- 産業分野でのデータ提供者には、ノウハウ流出への配慮や提供のためのインセンティブの設定が不可欠ではないか。

(データ利活用を支えるアーキテクチャ、デジタル公共財の整備)

- データ連携基盤の整備には、官民をまたいだ仕組みの整備や、デジタル公共財としての役割の明確化などが必要。また、協調領域として共通仕様化しデジタル公共財として整備する範囲や、競争領域とする部分の明確化が必要ではないか。

(トラスト基盤)

- 国際的に事業を展開する事業者から見れば、国境を越えて安全・安心にデータを共有することが不可欠。そのためには、各国制度の透明性の確保や、トラスト基盤の整備及びその相互運用性の確保が不可欠の課題となるのではないか。

(現行個人情報保護法における本人関与モデルの限界)

- 個人本人に対して、個々に同意を求めるという現行法は、データの利活用の広がりに対する個人の認知的限界を考慮すると実効性に欠けるのではないか。医療・教育など分野ごとに、その特性やニーズを踏まえ、データの共有に関するリスク評価や利用場面の有用性を踏まえた制度設計・運用を見直す必要があるのではないか。